

第 2 部 市政の概況



大通公園

1章 子ども・若者

- 1-1 安心して子どもを産み育てることができる子育てに優しいまち
- 1-2 誰一人取り残されずに、子どもが伸び伸びと成長し、若者が希望を持って暮らすまち
- 1-3 一人一人の良さや可能性を大切にする教育を通して子どもが健やかに育つまち



令和7年度「子どもの権利ポスター」最優秀賞作品
「わたしの未来をわたしが選ぶ権利」

1-1 安心して子どもを生き育てることができる 子育てに優しいまち

1-1-1 第5次さっぽろ子ども未来プラン

子ども・若者・子育て施策に関する総合的な計画として、令和7年3月に策定（計画期間：令和7年度～令和11年度）。

「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念に掲げ、子ども・若者と子育て当事者の視点に立って、地域資源の活用や組織横断的な連携により、貧困と格差の解消を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていく。

1-1-2 育児休業等取得助成事業

仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランス（仕事のやりがいや責任と、家族や地域での充実した生活が調和し、両立できること）に積極的に取り組む企業に対し、育児休業等に関する助成を行っている。

1-1-3 地域での子育て支援の推進

(1) 地域子育て支援事業

乳幼児を育てている家庭への支援として、地域の親同士が自由に交流できる場である「子育てサロン」への支援や「子育て講座」の開催、子育てに関する情報が必要なときに容易に得られる「こそだてインフォメーション」の運営などを行う。また、地域における子育て環境の整備に向けて、子育て支援に係る機関・地域団体などが情報の共有化や連携を図るための会議や交流会などを行っている。

(2) 子育て援助活動支援事業

子育てについて、援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える「さっぽろ子育てサポートセンター」と「札幌市こども緊急サポートネットワーク」の2事業を行っている。

(3) 発達障がい児等の療育支援事業

ア さっぽろ・こども広場（発達に心配のある子どもの療育支援事業）

保健センターでの1歳6か月・3歳児健診及び個別相談等で紹介を受けた親子を対象に、保育士・心理療法士の専門スタッフが児童福祉総合センターや各区保健センター及び地域の児童会館等を会場として、療育支援事業を実施している。令和6年度の登録数は、840組であった。

イ こやぎの広場（先天性障がい児早期療育事業）

ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的とし、週1回の療育を実施している。令和6年度の登録数は、27組であった。

1-1-4 区保育・子育て支援センター

区保育・子育て支援センター（愛称：ちあふる）は、区における子育て支援の拠点として、保育機能に加え、子育てサロンをはじめとするさまざまな子育て支援機能を持った施設である。

令和元年度までに、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区（認定こども園にじいろ）、南区、西区、手稲区の9区に設置した。

10区目となる中央区については、令和3年度から令和4年度にかけて新築工事を行い、令和5年4月に供用開始した。

1-1-5 母子の健康づくりの推進

(1) 母子保健指導

保健センターでは、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及啓発を図るため、妊婦に対する母子健康手帳の交付、初妊婦とその家族を対象としたマタニティ教室、離乳期講習会などを行うとともに、新生児、乳幼児、妊産婦に対する訪問指導を行い、母体の保護、育児不安の解消及び児童虐待の予防などに努めている。

(2) 乳幼児・妊産婦健康診査（健康相談）

妊産婦の総合的な健康保持増進を図るため、

全妊産婦を対象とした妊婦一般健康診査や産婦健康診査に要する費用の一部助成を行うとともに、女性の健康支援相談を実施している。また、乳幼児の健全な育成を図るため、新生児聴覚検査に要する費用の一部助成や、乳幼児健康診査・健康相談を実施している。

未満である18歳以下（18歳になった日以後の最初の3月31日まで）の子ども

イ 助成内容

次の費用を除く保険診療の自己負担額を助成している。

<除かれる費用>

- ・ 医科580円、歯科510円の初診時一部負担金または医療費の1割（負担上限あり）。
- ・ 入院時の食事療養に係る費用など

HP <https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/iryojosei/nyuyoji.html>

(3) 災害遺児手当

交通災害などにより、父又は母等を失った（重度障がいを含む）児童を扶養している保護者に対し、義務教育終了まで1人につき月額4,000円の手当が支給される。また、学校（小・中・高）への入学時あるいは中学校等卒業後就職する際に20,000円の支度資金が支給される。

(4) 妊婦のための支援給付

妊婦であることを認定した後に5万円を支給するほか、胎児1人に付き5万円を現金で支給する。

1-1-7 ひとり親家庭等への支援

(1) ひとり親家庭等への自立支援

札幌市におけるひとり親家庭は14,057世帯（配偶者のいない者と20歳未満の子どものみで構成されている家庭／令和2年国勢調査）である。

ひとり親家庭や寡婦への支援として、母子父子寡婦福祉資金の貸付事業や母子・婦人相談員による相談対応を行っている。

また、「札幌市ひとり親家庭支援センター」を設置し、生活一般や養育費等の相談や就業相

子ども医療費助成状況

各年度中

年 度	受給者数 ^{*1}				助成件数	助成額 (千円)	1人当たり 助成額 (円)
	総 数	未就学児	小学生	中学生			
令和4年度	141,883	71,827	69,835	221	2,085,026	4,063,089	28,637
5年度	138,210	68,755	69,243	212	2,453,158	4,908,139	35,512
6年度	165,883	65,273	68,635	31,975	2,674,678	5,402,463	32,568

注：月平均受給者数である。

<資料> 保健福祉局保険医療部

1-1-6 子育て家庭への経済的支援

(1) 児童手当

子育て世帯の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する制度。支給対象者および支給額等は次のとおりである。

ア 支給対象者

18歳になった後最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している方

イ 支給額（児童1人あたり、月額）

- 0歳～3歳未満
 - ・ 第1・2子 15,000円
 - ・ 第3子以降 30,000円
 （ただし、児童福祉施設入所児童（里子含む）の場合は一律15,000円）
- 3歳～18歳到達後最初の年度末まで
 - ・ 第1・2子 10,000円
 - ・ 第3子以降 30,000円
 （ただし、児童福祉施設入所児童（里子含む）の場合は一律10,000円）

ウ 支給時期

原則として、偶数月に、それぞれの前月分まで（2カ月分）を支給する。

(2) 子ども医療費助成

子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年9月から医療費の一部を助成している。

ア 助成対象者

主として生計を維持する方の所得が限度額

談に応じているほか、求人情報の提供、就業支援講習会の開催などに取り組んでいる。

その他、就業をより効果的に促進するため、資格取得のための修学等に当たって給付金を支給する「ひとり親家庭等自立支援給付事業」や、疾病などで一時的に生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、学生等のボランティアが児童の学習を支援しつつ進路等の相談に応じる「ひとり親家庭学習支援ボランティア事業」などを通じて、ひとり親家庭等に対する支援の充実に努めている。

(2) 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度。

ア 支給対象者

次に該当する児童を監護する母または父、もしくは養育者に、児童の年齢が満18歳到達日以降の年度末（障がい児童の場合は20歳未満）まで手当を支給する。ただし、所得制限や年金併給により手当額の一部もしくは全部が支給されないことがある。

- (ア) 父母が離婚（事実婚の解消を含む）した児童
- (イ) 父または母が死亡した児童
- (ウ) 父または母が重度の障がいにある児童
- (エ) 父または母の生死が不明な児童
- (オ) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで生まれた児童
- (ケ) 父母とも不明である児童

イ 手当額

令和7年4月から

- (ア) 児童が1人の場合
 - 全部支給46,690円
 - 一部支給11,010円から46,680円まで
- (イ) 2人目以降の児童の加算額（1人につき）
 - 全部支給11,030円
 - 一部支給5,520円から11,020円まで

(3) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年10月から医療費の一部を助成している。

ア 助成対象者

主として生計を維持する方の所得が限度額未満で、次のそれぞれに該当する子または母親もしくは父親。

【子】

- (ア) 18歳以下で、ひとり親家庭等の母親または父親に扶養もしくは監護されている方。または、両親以外の方に扶養されている方。
- (イ) 上記(ア)を除く20歳未満で、ひとり親家庭等の母親または父親もしくは親以外の方に扶養されている方。

【ひとり親家庭等の母親または父親】

- (ウ) 上記の(ア)を扶養または監護している方。
- (エ) 上記の(イ)を扶養している方。

イ 助成内容

次の費用を除く保険診療の自己負担額を助成している（生計維持者が住民税課税の場合の親の通院を除く）。

<除かれる費用>

- ・ 医科580円、歯科510円、柔道整復270円の初診時一部負担金または医療費の1割（負担上限あり）。
- ・ 入院時の食事療養及び生活療養に係る費用など

HP <https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/iryojosei/hitorioya.html>

ひとり親家庭等医療費助成状況

各年度中

年 度	受給者数 ^{*1}			助成件数	助成額 (千円)	1人当たり 助成額 (円)
	総 数	親	子			
令和4年度	41,184	16,888	24,296	232,836	548,693	13,323
5年度	39,914	16,323	23,591	268,944	641,252	16,066
6年度	39,182	15,955	23,227	310,661	788,126	20,114

注：月平均受給者数である。

<資料> 保健福祉局保険医療部

1-1-8 多様な保育サービス

多様化する保育ニーズに対応するため、通常の保育サービス以外に、時間外保育、夜間保育、休日保育、障がい児保育、一時預かり（一部幼稚園でも実施）、病児・病後児保育などさまざまな保育サービスを提供している。

いる。また、小学校の余裕教室などを活用して、87か所のミニ児童会館が整備されている。

第2部

市政の概況

1-1-9 放課後児童健全育成事業

昼間、保護者の就労などにより、留守家庭となる児童の安全の確保を図りつつ、健全に育成するため、また、保護者の子育てと就労の両立を支援するための施策として、一定の基準のもと「児童クラブ」、「民間児童育成会」、「民間放課後児童健全育成事業所」で実施している。

「児童クラブ」は、児童会館およびミニ児童会館において、小学校に就学している児童を対象とし、留守家庭以外の一般来館の児童を交えた活動の中で、自主性、社会性、創造性を培うなど健全育成の場として市が開設している。

「民間児童育成会」は、保護者や地域の児童育成関係者で組織された各育成委員会が運営の主体となり、市の助成金を受けながら運営している。

「民間放課後児童健全育成事業所」は、それぞれの事業所が市の助成金を受けずに、独自に運営している。

放課後児童健全育成事業登録状況

令和7年4月末現在

区 分	箇所数	登録児童数
児童クラブ	199	25,162
民間児童育成会	42	1,414
民間放課後児童健全育成事業所	7	204
合計	248	26,780

<資料> 子ども未来局子ども育成部

子ども・若者

1-1-10 児童会館・ミニ児童会館

児童会館は、児童の文化的素養をつちかい、その福祉を増進するために設置された児童厚生施設で、児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている。

令和7年4月末現在で112カ所の児童会館があり、児童会館には図書室、クラブ室、プレイルーム、体育室などを備え、地域の児童に利用されて

1-2 誰一人取り残されずに、子どもが伸び伸びと成長し、若者が希望を持って暮らすまち

1-2-1 児童福祉施設

児童福祉法により規定されている児童福祉施設は、児童福祉の大きな柱であり、児童福祉の向上に極めて大きな役割を果たしている。民間設置の施設を含め札幌市には、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設が設置されている。

児童福祉施設の設置状況

令和7年7月1日現在

施設の種類	施設数	定員
児童養護施設	5	185
地域小規模児童養護施設	16	96
乳児院	1	40
児童心理治療施設	1	入所 23 通所 5
児童家庭支援センター	6	—
里親支援センター	1	—
助産施設	6	14
母子生活支援施設	4	80
保育所	295	25,208
幼保連携型認定こども園	106	17,163
児童厚生施設	120	—

注：障害児入所施設、児童発達支援センターについては別に掲載

<資料> 子ども未来局

1-2-2 児童相談所



▲札幌市東部児童相談所

札幌市児童相談所は昭和47年4月に設置された児童福祉の専門機関であり、さまざまな児童問題について、児童福祉司、児童心理司、小児科医、精神科医などの職員が調査・判定を行い、その結

果に基づいて必要な助言・指導や相談援助を行っている。児童虐待相談の増加や一時保護の需要の高まりを受け、令和7年9月22日に札幌市で2カ所目となる札幌市東部児童相談所（所管区：白石・厚別・豊平・清田）を開設した。

相談種別受理件数

令和6年度中

相談種別	受理件数	割合 (%)
総数	8,603	100
養護相談	4,476	52.0
保健相談	1	0.0
障がい相談	2,704	31.4
非行相談	155	1.8
育成相談	301	3.5
その他	966	11.2

<資料> 子ども未来局児童相談所

(1) 相談の状況

令和6年度の相談受理件数は8,603件で、前年度（8,559件）に比べ44件（0.5%）増加している。

このうち、子どもの養育に関する「養護相談」は、4,476件で、前年度に比べ69件（1.5%）の増加である。また、障がいに関する相談は2,704件で全体の31.4%を占めている。

このほかに、児童虐待認定件数は2,470件、また児童虐待の通告受付件数は1,870件あり、昨年度から70件（3.8%）増加している。

(2) 判定業務

判定業務は、障がい・非行・不登校・被虐待などの児童の理解を深め、適切な支援を行うため、心理検査、面接、行動観察などによる心理診断を行うほか、個別的な心理治療や虐待をする保護者等のための家族支援事業プログラム等を行っている。

令和6年度の判定件数は3,053件で前年度（2,987件）より増加した。このうち2,160件（全体判定件数の70.7%）は知的障がい、言語発達障がい、発達障がい、肢体不自由などの心身障がい判定である。これ以外には養護事情に関する判定715件（23.4%）、不登校、性格行動上の問題など健全育成に関する判定144件（4.7%）、非行に関する判定30件（0.9%）などであった。

(3) 一時保護業務

児童相談所内の一時保護所においては、緊急保護、アセスメント、短期入所指導などの必要がある場合に、児童の一時保護を行っている。令和6年度の一時保護児童数（延人員）は512人で前年度比59人増、一日平均在所児童数は53.5人で前年度（51.4人）に比べ増加し、一人平均在所日数は38.2日と前年度41.4日と40日を下回った。相談種別では養護事情による入所が425人（83.0%）、次いで不登校・性格行動による者が59人（11.1%）となっている。

なお、児童養護施設や里親などに一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

(4) 措置状況

令和6年度の措置件数は8,603件で、内訳は「助言指導」が5,729件（66.6%）、「継続指導」が1,002件（11.6%）、「児童福祉施設・里親委託等」が225件（2.6%）などとなっている。

(5) 里親制度

里親制度は、家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。令和6年度末現在、本市里親登録数は479組で、うち147組の里親が207名の児童（市外からの委託児童を含む。）を養育している。

(6) ファミリーホーム

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（「要保護児童」という。）に対し、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者が、その住居を利用して、5人又は6人の児童を養育する事業。令和6年度末現在、17カ所で事業を実施し、82人（市外からの委託4人を含む。）を養育している。

(7) 児童虐待防止・啓発の取組

平成23年度から各区に家庭児童相談室を設置して子どもに関する相談や虐待通告に対応している。

また、平成23年度から子ども安心ホットラインを24時間365日体制で運用し、令和6年度は2,768件の相談を受け付けている。

児童虐待予防地域協力員から発展したオレンジリボン地域協力員は、令和6年度末で21,608人に達し、平成26年度からフォローアップ研

修も実施している。そのほか、医療機関向け研修や各種啓発活動を実施している。

1-2-3**子どもの権利を尊重する社会の推進**

我が国で平成6年に発効している「子どもの権利条約」の理念を札幌市の実情に基づき具体化するために、子どもにとって大切な権利や、その保障を進めるための仕組み等を定める「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を平成21年4月に施行した。

子どもが安心して暮らし、自立した大人へと成長することができるよう、条例に基づき策定した推進計画により、条例の理念の普及や子どもの参加の機会の促進に取り組むとともに、子どもに関わる施策の審議等を行う「子どもの権利委員会」を設置し、子どもの権利の保障を進めている。

1-2-4**札幌市子どもの権利救済委員**

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）では、2人の救済委員のもと、公的第三者の立場で子どもや保護者からの相談や救済の申立てを受け、調整等の活動によりいじめなどの権利侵害からの迅速かつ適切な救済を図っている。

1-2-5 就学の助成**(1) 奨学金**

札幌市では昭和26年度から返済義務のない奨学金制度を設けており、札幌市民であって一定の条件を備えたものを対象としている（奨学資金月額国公立：高校等5,000円、大学等6,000円、私立：高校等8,000円、大学等9,000円。他、入学支度資金あり。）。令和6年度は1,900人を採用している。

(2) 特別奨学金

生活が困窮している世帯の児童で、専修学校、各種学校および高等学校（普通科以外の学科）に進学して技能を習得する者に対し、入学時の支度金（公立10,000円、私立15,000円）、毎月の学費（公立5,000円、私立8,000円）を支給する特別奨学金制度を昭和37年度から設けている。

(3) 就学援助

経済的理由によって、就学困難な児童生徒（小・中学生）の保護者に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の援助を行うもので、令和6年度はおよそ18,000人に約17億4千万円の支給を行っている。

(4) 私学助成

私立学校に対する教材教具等整備費補助金など、私学教育の振興を図るための財政措置を行っている。

1-2-6 子どもの貧困対策推進

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指し、令和6年3月に「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」を策定した（計画期間：令和5年度～令和9年度）。

この計画では、主に経済的な課題を要因として、心身の健康、周囲との人間関係、学習環境などの面で子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態を「子どもの貧困」ととらえ、その状態にある子ども・若者とその家族を計画の対象としている。

同計画では「周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」を含め4つの基本施策を設定し、その具体的な取組の一つとして、「子どものくらし支援コーディネーター事業」を実施、子どもコーディネーターが子どもの居場所等を巡回しながら相談支援体制の充実・強化を図るなど、子どもの貧困に関わる各種施策を推進している。

なお、国において令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されたことを受け、同計画は、札幌市の「市町村こども計画」に当たる「さっぽろ子ども未来プラン」（第5次計画期間：令和7年度～令和11年度）に統合した。

1-2-7 児童虐待防止対策推進本部

令和元年6月に市内で発生した2歳女児死亡事例を受け、児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進し、組織横断的な取組を進めていくため、令和2年4月に「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置した。

再発防止に当たっては、外部の専門家により令

和2年3月にまとめられた検証報告書の7つの提言に対する取組方針や、令和4年2月にまとめられた評価報告書の意見を踏まえて、具体的な取組を進めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/gyakutai-boushi/top.html>

1-2-8 ヤングケアラー支援推進事業

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者である「ヤングケアラー」を支援するため、専門の相談窓口の設置、ピアサポートの場としての交流サロンの開催、福祉、介護、医療、教育等の関係者への研修、家事等の訪問支援を行っている。

1-2-9 若者の社会的自立の支援**(1) 若者支援**

明日の社会を担う若者の社会的自立の実現を目標として、「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点に基づき、平成22年4月に若者支援総合センター、若者活動センターからなる若者支援施設を設置し、若者の社会的自立を総合的に支援する取組を行っている。

(2) 若者支援総合センター

さっぽろ若者支援ネットワークの中核施設として、ひきこもり・ニート等困難を抱えた若者の相談窓口を設置し、自立支援事業を実施している。後述の若者活動センターの機能も兼ね備えた施設である。

(3) 若者活動センター

若者のまちづくり活動や交流を促進する事業を実施するほか、体育室、活動室等の活動の場を提供する施設として市内4カ所に設置している。

1-2-10 こどもホスピスづくり活動支援事業

生命を脅かされる状態にある子どもとその家族の居場所であるこどもホスピスづくりに取り組む民間団体等の活動の支援の輪が広がるよう、理解促進の取組を行っている。

1-3 一人一人の良さや可能性を大切にする教育を通して子どもが健やかに育つまち

1-3-1 高等教育の充実

(1) 札幌市立大学の設置

札幌市立大学は、札幌市立高等専門学校（インダストリアル・デザイン学科及び専攻科）と札幌市立高等看護学院を前身として、学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市のまちづくり全体に大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的に、平成18年4月に開学した。

また、より高度な専門性を有する人材の育成と教育・研究機能の向上を通じた一層の地域貢献を果たすため、デザイン研究科と看護学研究科の2つの研究科からなる大学院および助産学専攻科を設置している。

(2) 札幌市立大学の概要

ア 大学の名称

札幌市立大学

イ 設置・運営形態

札幌市が設立した公立大学法人札幌市立大学によって設置・運営を行っている。

ウ 学部・学科構成

(ア) デザイン学部デザイン学科：入学定員90人、3年次編入学定員若干名

(イ) 看護学部看護学科：入学定員85人

エ 大学院構成

(ア) デザイン研究科デザイン専攻：入学定員博士前期課程18人、博士後期課程3人

(イ) 看護学研究科看護学専攻：入学定員博士前期課程18人、博士後期課程3人

オ 専攻科構成

助産学専攻科：入学定員10人

カ 設置場所

(ア) 大学本部及びデザイン学科、デザイン研究科

南区芸術の森1丁目（芸術の森キャンパス）

(イ) 看護学部、看護学研究科、助産学専攻科
中央区北11条西13丁目（桑園キャンパス）

1-3-2

学校、家庭、地域の連携

子どもの教育や人格形成は、学校だけでなく家庭や地域を含めた社会全体で行われるものであり、学校、家庭、地域の一層の連携・協力が重要な課題となっている。

学校と地域の連携を促進し、地域全体で子どもを育成・支援する環境づくりに役立てるため、「学校図書館地域開放事業」と「地域学校協働活動推進事業」を実施している。

学校図書館地域開放事業は、PTA・教職員・地域ボランティア等からなる各校の運営委員会が学校図書館の運営に携わり、図書の貸出や行事の企画・実施、地域住民の利用対応、広報活動等を行っている。令和6年度の実施校は121校であった。

地域学校協働活動推進事業は、子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援している。令和6年度は、48校（小学校42校、中学校6校）で活動した。

コミュニティ・スクール推進事業は、コミュニティ・スクールという仕組みを通じて、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校と地域が一体となって子どもたちを育む体制づくりを支援している。令和7年度のコミュニティ・スクール導入校は、34中学校区（小学校71校、中学校34校）、1義務教育学校、1幼稚園であった。今後、令和10年度までにすべての小中学校にコミュニティ・スクールを導入する見込みである。

また、家庭での教育力の向上を図るため、幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした「家庭教育学級」を開設し、家庭教育の知識、子どもの心や体の理解、子どもの権利の理解、親の役割等について自主的・計画的・継続的に学んでいる。令和6年度の開設数は83学級であった。併せて、子育て世代を対象に「親育ち応援団事業」を実施し、講演会・講座等の学習機会を提供した。

1-3-3 PTA活動への支援

札幌市PTA協議会が行う、子どもの健全育成及び家庭・地域の教育力向上のための諸事業等に

対して補助を行っている。また、各区PTA連合会が学校・地域との連携により今日的教育課題の解決を目指して行う事業に対し補助を行っている。

1-3-4 野外教育の充実と自然体験活動の機会の拡充

(1) 野外教育施設

教育的な野外体験活動プログラムを提供し、集団宿泊生活を通して青少年の健全な育成を図ることを目的に、平成元年に国営滝野すずらん丘陵公園内に札幌市青少年山の家（定員400人）を設置している。また、家族や小グループで利用できる市民開放型の野外教育施設として、定山溪自然の村（定員300人）を平成10年に南区定山溪に開設している。

(2) 野外教育事業

困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者と関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施している。

また、自然の中での体験活動を通して、心身の健全な成長を図り、自発性や社会性を培うため、札幌市林間学校運営会の主催により、夏季と冬季に市内の小学生を対象とした「林間学校」を実施している。

1-3-5 青少年の健全育成事業

青少年の健全育成を目的として、地域における子ども活動の中心となる人材を育てる「ジュニアリーダー養成研修」を実施している。

また、子どもが自らやってみたいことを発想し、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことができるよう、規制をできるだけ排除した子どもの遊び場「プレーパーク」を推進している。

他に、旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークなどの多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ（こみどり）」の運営を支援しているほか、子どもが将来の夢を描けるよう、様々な仕事に直接触れることのできる企業訪問型の職業体験事業を実施している。

1-3-6 地域の健全育成事業と巡回指導事業

地域において子どもたちの健全な育成に関する実践活動を推進するため、市内90地区（連合町内会単位）に青少年育成委員会を設置している。

青少年育成委員会は地域において社会参加や多様な体験機会の提供、安全・安心の環境づくりに関する活動を行っている。

また、子どもたちの健全育成・非行化防止に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、市内巡回を行い、子どもたちへの声掛けをするほか、地域の健全育成活動への支援を行っている。

1-3-7 学校教育

札幌市教育委員会では、令和6年3月に、学校教育と生涯学習を包含した教育に関する施策を総合的に示す「第2期札幌市教育振興基本計画」を策定し、同年4月から施行した。

計画では、札幌市の教育が目指す人間像として「自立した札幌人」を掲げ、その実現のため、「一人一人が自他のよさや可能性を認め合える学びの推進」、「学校・家庭・地域総ぐるみで育み、生涯にわたり学び続ける機会の拡充」、「社会の変化に対応した教育環境の充実」の3つの基本的方向性に沿って様々な教育施策を展開している。

「自立した札幌人」とは、「未来に向かって新たな価値を創造し、主体的に学び続ける人」、「自他のよさや可能性を認め合い、しなやかに自分らしさを発揮する人」、「ふるさと札幌に誇りをもち、持続可能な社会の発展に向けて行動する人」であることを意味している。

そのため、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、札幌の自然や社会、文化等の豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力—知」「豊かな心—徳」「健やかな体—体」の調和のとれた「生きる力」を育てている。

各幼稚園・学校においては、知・徳・体の調和のとれた学びを進めるとともに、雪国札幌を考える「雪」、未来の札幌を考える「環境」、学びの基盤となる「読書」をテーマとした「札幌らしい特色ある学校教育」を推進している。

併せて、学校評価や地域教育力の活用など家庭や地域とともに進める学校づくりに取り組み、信頼される学校の創造に努めている。

1-3-8 学校施設

子どもたちが一日の大半を過ごすだけでなく、災害時の避難所としての役割も担っている学校施設は、昭和40年代から50年代の児童生徒急増期に建築されたものが多く、老朽化が進んでいることから、安全な施設環境を確保するため、改築や改修を計画的に実施している。

令和7年度は2校の改築事業の着手のほか、老朽化対策として必要な改修を行っている。

1-3-9 幼児・児童および生徒への指導

(1) 幼児教育

市立幼稚園5園と市立認定こども園1園が、研究実践園として区内の私立幼稚園・認定こども園や保育所、小学校との連携の中核となり、幼児教育センターとともに札幌市の質の高い幼児期の教育を推進している。また、令和2年5月に「市立幼稚園の今後の在り方に関する方針」を策定し、幼児教育の今日的な課題等への対応など、札幌市の幼児教育の振興を図る取組を進めている。

(2) 義務教育

札幌市には、197校の市立小学校（分校2校を含む）と、97校の市立中学校（分校2校及び夜間中学1校を含む）、義務教育学校2校が設置されている。

札幌市の義務教育は、学ぶ力と豊かな心、健やかな体を家庭や地域とともに育む教育を推進している。

さらに、「人間尊重の教育」を学校教育の基盤に据え、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを推進することを通して、子どもが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の育成を目指している。

また、各種の研修事業や研究開発事業、生徒指導の充実（いじめ、不登校等）、教育課程編

成の手引や指導資料の作成等、教育の質の向上に努めている。

なお、自然環境に恵まれた郊外の小規模な小・中学校へ校区外の児童生徒でも入学できる小規模特認校制度を実施している。

(3) 高等学校教育

生徒の主体的で意欲的な学習を促進し、個性を伸ばし豊かな人間性を育む教育の推進を目指している。

札幌市立高等学校共通で進路探究学習・国際理解教育・教育相談の充実に取り組みとともに、単位制の導入、新学科・普通科専門コースや単位制（三部制）の定時制高校の設置など、魅力ある学校づくりに取り組んでいる。また、令和5年3月に「札幌市立高等学校教育改革方針【改訂版】」を策定し、高校と地域をつなぐコーディネーターを配置し、社会に開かれた教育活動を推進している。

(4) 中等教育学校教育

平成27年4月、市立札幌開成中等教育学校が開校した。国際バカロレアのプログラムを活用した課題探究的な学習に取り組み、思考力・判断力・表現力や豊かな国際感覚、課題発見解決力等の育成を図るとともに、他の市立学校への成果の普及を目指している。

(5) 特別支援教育

障がいの重度・重複化や多様化、国の動向等を踏まえながら、障がいのある子ども一人一人が学び育つためのニーズに応じた多様な教育を推進している。令和7年5月1日現在、山の手支援学校、豊成支援学校、北翔支援学校、豊明高等支援学校及びみなみの杜高等支援学校の5つの特別支援学校を設置しているほか、小中学校290校に特別支援学級、小中学校及び高等学校33校に通級指導教室を設置しており、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもなどを含めて、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実を努めている。

特認校一覧

令和7年5月1日現在

区分	総数	盤溪小	駒岡小	有明小	福移学園
学級数	27	6	6	6	前期 6 後期 3
児童生徒数	409	108	91	94	前期 70 後期 46
教職員数	63	13	13	14	前期 12 後期 11

<資料> 教育委員会学校教育部

1-3-10 児童・生徒の保健・安全と給食

(1) 学校保健

児童生徒の健康の保持増進を目的として、健康診断を柱に健康相談や疾病の予防措置、環境

衛生の管理等を実施している。また、児童生徒を取り巻く社会環境・生活環境の変化に伴い、心身の健康問題が深刻化してきていることから、心身の健全な発達を図るため、さらなる学校保健活動の推進に取り組んでいる。

(2) 学校安全

学校教育における安全管理はきわめて重要であり、学校管理下の児童生徒の災害については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく医療費、見舞金等の給付を行い、学校教育の円滑な実施に努めている。

(3) 学校給食

学校教育活動として、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図り、児童生徒の食に関する正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うことを目的に、完全給食を実施している。

また、児童生徒の食生活を取り巻く状況等に伴い、食の自己管理能力を高めるために、学校給食を生きた教材として、さらなる食育の推進に取り組んでいる。

1-3-11 教育センター

札幌市教育センターは、昭和51年4月開設の教育研究室（教育委員会指導室の分室）を充実発展させ、53年4月に設立された札幌市教育研究所を前身としている。平成12年、機構改革により現在の体制となり、同年8月、西区宮の沢の複合施設「札幌市生涯学習総合センター（ちえりあ）」への移転を機に、名称を「札幌市教育センター」とした。

札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の育成に向け、学校教育の充実を目指して以下の事業を行っている。

(1) 力量を高める教職員の研修

札幌市の学校教育に携わる教職員の資質向上と専門的な力量を高めていくために、札幌市教育研究推進事業、基本研修（教職経験に応じた研修・職能に応じた研修）、専門研修、その他の研修などを行っている。

(2) こころ豊かな子どもを育む教育相談

幼児期から高校生までの子育て相談や、特別な支援が必要な子どもへの関わり方及び就学に関する教育相談、幼稚園等や学校における生活

や学習への困り等に関する教育相談を行っている。相談の方法は、来所相談と電話相談があり、教育センター等の教育相談室・幼児教育センターのほか、幼児については市立幼稚園等において地域教育相談も実施している。令和6年度における幼児の来所相談は4,152件、電話相談は4,571件、小学生以上の来所相談は5,121件、電話相談は6,445件である。

(3) 幼児教育の水準向上

幼児教育センターは、札幌市の幼児教育の振興を図る仕組みの中核的な役割を担い、研究、研修、教育相談・支援、保護者等啓発支援、幼保小連携の推進に係る取組について、私立幼稚園等と緊密に連携し、札幌市全体の幼児教育の水準向上を図るための事業を実施している。

(4) 専門的、技術的事項の調査研究の推進

指定都市教育研究所連盟等に加盟し、他の自治体と施策や調査研究に係る情報交換を行っている。

(5) 価値ある教育資料の収集・提供

教育図書資料室は約93,000冊（令和5年度末）の書籍を所蔵し、札幌市の教育実態を踏まえながら、教育課題の解決や教育実践に資する情報の提供を行っている。

(6) 体験的・支援的な学習の場の提供

不登校の子どもを支援する施設として、6カ所の教育支援センター及び4区で教育支援センターサテライトを開設している。

(7) 視聴覚教育に関する教材及び機材の提供

札幌市視聴覚センターは、視聴覚教育の推進や学校等への学習支援を目的に、視聴覚教育に関する教材・機材の貸出し等の事業を行っている。

(8) 児童生徒への国際理解教育の推進

小学校中学年の外国語活動及び小学校高学年・中学校・高等学校等の外国語の授業において、ネイティブ・スピーカー（英語を母国語として話す者）として日本人教師の補助を務める外国語指導助手（ALT）を、市立小・中・高等学校等に配置している。ALTと触れ合い、生きた英語に接することにより、自ら進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養い、

異文化に対する関心を高めている。

1-3-12 子どもの学びの環境づくり

児童生徒の社会的自立に資することを目的として、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の活動を支援するため、児童生徒の指導体制の整備、教材教具や体験学習等に係る経費の一部を助成している。

1-3-13 札幌市青少年科学館

札幌市青少年科学館は、青少年の科学に対する関心を高め、科学する心を培い、創造性豊かな青少年を育成することを目的に昭和56年10月に開館し、「宇宙・北方圏・原理応用」をテーマとした多くの常設展示物を備えている。

200席を有するプラネタリウムには、肉眼で見ることのできる9,500個の恒星を固有の色で投映した上で、季節ごとの瞬き方まで表現できることに加え、最大1億個の星々を映し出すことができる高性能な投映機を設置している。

また、2階・3階の展示室を大幅にリニューアルし、令和6年4月から再開館。体験型の展示を充実させ、雪や氷などの札幌の冬の気候のことから、自分の体の中、暮らしのことなど、身近なことを科学の視点で学べる科学館となっている。

札幌市青少年科学館入館者数

各年度中

年 度	総 数	展 示		プラネタリウム	
		個人	団体	個人	団体
令和元年度	294,471	145,916	50,368	70,098	28,089
2 年度	116,429	59,077	16,895	28,641	11,816
3 年度	166,254	88,185	20,505	43,136	14,428
4 年度	161,232	84,624	21,603	39,814	15,191
5 年度	0	0	0	0	0
6 年度	594,748	347,508	61,798	150,248	35,194

注：展示物リニューアル等の改修工事のため令和4年8月22日～令和6年3月末迄休館



▲青少年科学館正面写真